雇用保険についてのご案内

1. 雇用保険加入者の範囲

次のいずれにも該当する労働者は、加入する義務があります。

- ①一週間の労働時間が20時間以上の者
- ②31日以上雇用見込みのある者 ※役員、経営者の同居の家族、昼間学生、外交員等は加入できません。

2. 雇用保険給付の種類

雇用保険に加入すると、次のような給付が受けられます。

名 称	給付内容		
①失業給付	11 日以上出勤した月が 12 ヶ月以上ある場合、離職後、平均賃金の 45%		
	~80%の失業給付が支給されます(6ヶ月以上で支給される者もあり)。		
②高年齢雇用継続給付	60歳以上65歳未満の方が75%未満に賃金が低下した場合、最大で賃金		
	の 15%が支給されます。		
③育児休業給付	育児休業中に賃金の 67%が支給されます (開始 6 ヶ月経過後は 50%支		
	給)。		
④介護休業給付	介護休業中に賃金の67%が支給されます。		
⑤教育訓練給付	指定講座を受講した場合、受講費の一部が補助されます。		
⑥各種制度助成金	事業主は、社員の雇用・教育・労働条件改善等に際して、助成金を受け		
	ることができます。		

3. 雇用保険料の計算

賃金支給総額に次の雇用保険料率を掛けた金額が雇用保険料となります。

	事業主負担	本人負担	計
建設業	8/1000	4/1000	12/1000
農林水産業	7/1000	4/1000	11/1000
その他の事業	6/1000	3/1000	9/1000

4. 雇用保険の適用拡大

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても雇用保険の適用対象となりました。

5. 各種手続き

次のような場合、事務組合にご連絡・ご相談ください。

但し、助成金及び各種給付申請手続きは、事務組合では出来ませんので、自社又は社会保 険労務士による手続きとなります。

- ①入社・退社時 → 加入・喪失・離職票発行等の手続きが必要です。
 - また、各種助成金申請の可能性があります。
- ②社員が60歳到達 → 高年齢雇用継続給付の手続きが可能です。
- ③社員の育児・介護休業時 → 育児・介護休業給付の申請が可能です。